

第 30 回日韓スポーツ交流・成人交歓交流 実施要項
 =スポーツ庁国庫補助事業= <日韓共同未来プロジェクト>

1. 目的

2002 年ワールドカップ・サッカー大会の日韓両国の共同開催決定を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2. 交流方式

日韓両国の団員が互いの国を訪問し、様々な交流を行う相互交流方式

3. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人石川県スポーツ協会、公益財団法人静岡県スポーツ協会

4. 共催

公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人日本テニス協会、公益財団法人日本バレーボール協会、公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、公益財団法人全日本軟式野球連盟、公益財団法人日本バドミントン協会、公益財団法人 JAPAN BOWLING

5. 主管

一般社団法人石川県サッカー協会、石川県テニス協会、一般社団法人石川県バレーボール協会、一般社団法人石川県バスケットボール協会、石川県ソフトテニス連盟、石川県野球協会、石川県バドミントン協会、石川県ボウリング連盟、静岡県テニス協会、静岡県ソフトテニス連盟、静岡県バドミントン協会、静岡県ボウリング連盟

6. 後援

石川県、静岡県

7. 実施競技・人数

8 競技/日韓両国選手団共通(競技名・競技別の人数構成は以下のとおり)

競技	サッカー <男子> (19名)	テニス <男女> (18名)	バレー ボール <女子> (19名)	バスケット ボール <男子> (18名)	ソフト テニス <男女> (22名)	軟式野球 <男子> (19名)	バドミントン <男女> (18名)	ボウリング <男女> (18名)	本部役員	合計人数
石川県 (115名)	19	9	19	18	13	19	9	9	7	158
静岡県 (36名)	-	9	-	-	9	-	9	9		

8. 交流内容

【派遣交流】

(1)期間 令和 8(2026)年 4 月 23 日(木)～28 日(火) 6 日間

(2)日本選手団:158 名

1)選手

- ① 令和 8(2026)年 4 月 1 日現在、派遣実施都道府県内で活動する選手(実施競技団体に所属する者など)で、派遣実施都道府県スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者
- ② 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本代表としてふさわしい態度・行動を取れる者
- ③ 成人男女(30～70 歳 ※韓国で開催される全国生活体育大祝典競技別実施要項に基づく)

2)指導者

- ① 派遣実施都道府県内で活動する指導者(実施競技団体に所属する者など)で、派遣実施都道府県スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者
- ② 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本代表としてふさわしい人格・見識を有する者
- ③ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が望ましい

3)本部役員

- ① 日本スポーツ協会役員、評議員、委員会委員および職員
- ② 受入実施都道府県スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

(3)会場 大韓民国 慶尚南道

(4)経費

日本選手団参加料:一人 25,000 円

1)日本スポーツ協会負担経費:

- ・指定集合・離散場所と国内利用空港(宿舍)間の交通費
- ・前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
- ・渡航費
- ・海外旅行保険の加入に係る経費
- ・日本選手団ユニフォーム作成費

※ 競技用ユニフォームは参加者またはチーム等が準備する

2)大韓体育会負担経費

- ・日本選手団の韓国滞在に係る宿泊・食事・国内移動等の経費

3)その他:以下の経費は参加者が負担する

- ・自宅から所属都道府県スポーツ協会が指定する集合解散場所までの移動経費
- ・パスポートの取得に関する経費
- ・個人に係る諸経費

【受入交流】

(1)期間 令和 8(2026)年 9 月 17 日(木)~22 日(火) 6 日間

(2)韓国選手団:158 名

- 1)韓国選手及び指導者 151 名(35 歳~ ※日本スポーツマスターズ大会競技別実施要項に基づく)
- 2)韓国本部役員 7 名

(3)会場 日本 石川県

(4)経費

1)日本スポーツ協会負担

主に下記の経費を負担する。なお、交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入実施都道府県スポーツ協会に委託し、経費処理の要項は別に定める

- ・韓国選手団の宿泊費・食事経費
- ・韓国選手団の公式プログラム中の移動経費
- ・文化探訪等施設入場料等
- ・各種レセプション・関係会議開催経費
- ・競技会の運営・使用に係る経費
- ・その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費